

京都市行財政局契約課との意見交換会 議事要旨

(敬称略)

日 時 令和2年10月28日(水) 16時15分～17時00分

場 所 京都市役所 北庁舎 第2会議室

出席者

京都市行財政局 契約課

一般社団法人京都電業協会

行財政局 財政部

契約課長

西川 正輝

会 長 木下 博之

同課 工事契約係長

山本 力

副会長 小滝 寛

同課 担当係長

臼井 博俊

常任理事 佐伯 祐左

理 事 神山 円三

事務局 齋藤 順

(進行役 一般社団法人京都電業協会常任理事 佐伯 祐左)

京都電業協会挨拶

会 長 木下 博之

京都電業協会会長の木下でございます。本日はコロナ禍の中にもかかわらず、当意見交換会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

このコロナの影響です、私どもの業界におきましても、住宅などの建築物の着工の延期や中止、工場からの設備投資がこれからだんだんと減少しているというような状況が続いております。

働き方改革への対応も進めなければなりませんし、相変わらず人手不足問題は、まだまだ、今コロナで人材がどうこう言っておりますが、建設業界の難しい問題であります。そんな中ではありますが、当協会におきましては、京都市様・京都府様に合わせて100万円のコロナ対策支援金をご寄付させて頂いたところであります。

また、万全のコロナ感染防止対策を行いまして、今年度既に6回の電気工事技術者の技術力向上講習会を開催いたしました。それから、電気工事施工管理技士および電気通信工事施工管理技士の受験対策講習会も開催をしております。

担い手確保のための啓発活動としまして、京都市内の工業高校の生徒に対して、工事現場の見学会、工事に関する講習会、学校の先生方にCAD研修会というような催しも予定しております。

会員サービスとしまして、労働基準法改正について「わかりやすい解説動画」を手作りで協会にて作成しまして、協会ホームページに掲載をしております。この動画はどなたでも見られますのでぜひご覧頂きますようお願いいたします。

このコロナ禍の中、われわれ協会としましては、これまで以上に行政の皆様方と会員企業とのつなぎ役として連携強化を図っていきたく存じております。本日はどうぞよろしくをお願いいたします。

この4月から契約課長を拝命しております西川でございます。
今日はコロナ禍の中、京都電業協会の皆様にお越し頂きましてありがとうございます。この間、コロナ禍ということで、我々の方としましても、業界の皆様にはコロナの感染防止対策をきっちりして頂くことをお願いさせて頂くとともに、我々としても可能な限り入札等の手続において柔軟な対応を心がけているところであります。また、電業協会におかれましては貴重なご寄付を賜りまして非常にありがたいと思っております。本当にありがとうございました。
まだまだコロナ感染症が収束する状況にはないかと思いますが、引続き円滑な入札、契約が進むようご協力頂ければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

行政当局からの質問・要望事項

(発言… ●:ご当局 ☆:協会)

- 今まで経験したことのないコロナ禍の下ではあるが、公共工事を適切に継続させることにより、経済循環、景気下支え効果も見込むことが出来る。各事業者におかれては、コロナ感染防止対策に十分留意しながら工事を進めて頂きたい。

京都電業協会からの質問・要望事項

(発言… ●:ご当局 ☆:協会)

(1) 分離発注・地元発注継続のお願い

(協会・事前質問)

- ☆ 分離発注、地元発注にご尽力いただきありがとうございます。
- ☆ 分離発注、地元発注が地元企業を育て、それがそのまま社会インフラの維持・向上に対する貢献へとつながる。今後とも、分離発注、地元発注を継続頂くよう、お願いしたい。

(京都市・回答)

- 公契約基本条例に基づき、WTO等一部の特殊な工事を除き、原則、分離分割発注および市内企業への発注としている。
- 現在コロナ禍にあり、財源を含めこの先がどうなるか判らない状況ではあるが、分離・分割発注の原則を保持しながら、引続き、よりよい入札契約制度となるよう努めていきたい。

(当日の意見)

特になし

(2) 発注時期平準化のお願い 質問(2)～(3)をあわせて議論

(協会・事前質問)

☆ コロナ禍にあって、民間企業の設備投資は低調になりつつあり、特に2021年度、2022年度の冷え込みを業界としては懸念している。今年度の計画であっても不要不急の工事は来年度以後へ繰り延べ、あるいは、4～5年後の計画であっても、民間需要の落ち込み期への前倒しなど、年間を通じて工事量の平準化につながるような発注の検討をお願いしたい。

(3) 今後の設備投資計画、方針について

(協会・事前質問)

☆ 応札する側としては、数少ない技術者の配置を少しでも効率よく行えるよう、応札計画を立てている。そのためにも来年度以後の設備投資計画について可能な範囲でご教示をお願いしたい。特に、コロナ禍における観光需要の減少により、収入計画の変更を余儀なくされること、およびインフラ整備計画に大幅な変更があるのではと推察している。

(京都市・回答) ※意見交換会当日時点での回答

- 契約課としては、都市計画局等の発注課原局から依頼された工事を迅速に出す(入札契約手続を進める)ことを心がけている。
- 季節を配慮しなければならない工事については工事が重複しがちになるが、時期をずらしたり、配置予定技術者の人数を増やすことを認める(3人配置を許可)等の工夫に努めてきたところである。今後も、工事担当局とともに平準化の取り組みを継続してまいりたい。

(当日の意見)

☆ とくに京都市において大型工事が複数予定されている。市立芸大C工区が発注され、芸大 A・B工区や呉竹支援学校、新普通科高校、リハビリセンター等の他の大型案件の発注が控えているが、今後の民需の冷え込みを考え、「もし可能であれば、発注時期をずらして頂ければ助かる」と考えている事業者がいる。

☆ 受注者側では、数少ない技術者で効率的な人員配置を考えていかなければならない。長期的な計画が重要となる。発注の平準化により、発注者側にとっても、入札参加社数の減少や入札不成立の回避につながる。

☆ 10月20日付けで発注見通しが更新された。第4四半期に大型工事が複数予定されているようだが、予定通り発注されるのか。

- 発注見通しは当年度の工事を示しており、長期的な見通しについては財政面を含めて予測しにくい。

(4) 年間を通しての工事発注の平準化のお願い

(協会・事前質問)

☆ 発注部局に関わらず一般的に、年間を通じて見た時の発注時期が、第 2・第 3 四半期

に偏り、第1四半期に少ない傾向がある。事業計画時期の調整等もあることと承知しているが、年間を通した発注時期の平準化をお願いしたい。

(京都市・回答)

- 平準化の取り組みの一環として、3年前に、格付の発表時期を6月から4月に変更した結果、一定の成果があったと認識している。
- 今後も入札制度をより良くするためのルール作りを考えていきたい。

(当日の意見)

特になし

(5) ダンピング受注排除の徹底

(協会・事前質問)

- ☆ これまでの御当局の取組みにより、総じてダンピング受注は減少していると捉えている。ダンピング受注はその1件だけの問題で済まず、発生した1件に対し厳しい態度で対処しなければ、連鎖することで業界の疲弊へつながる危険性を有している。
- ☆ 今後とも当協会ではダンピング受注は行わないよう会員企業へ啓発していくので、御当局におかれましても厳しい対処をお願いしたい。

(京都市・回答)

- ダンピング対策として、予定価格の事後公表の拡大や、WTO対象工事等特殊な案件を除くすべての工事に最低制限価格制度を導入している。
- 最低制限価格の基準額を94%(国は92%)とし、他の政令市と比較しても高い数値を設定している。平均落札率は平成26年度:88.67%が令和2年度上半期では90.31%と2ポイント程度上昇している。今後も引き続きダンピング対策に取り組んでいきたい。

(当日の意見)

- ☆ 発注者と受注者が協力して進めていかなければならない。これからもよろしくお願いしたい。

(6) 入札要件緩和による入札機会拡大のお願い

(協会・事前質問)

- ☆ 当協会では、会員企業の技術力向上を通じ、地域の健全な社会インフラの構築と維持に貢献していく所存である。技術力向上には、研修や訓練を通じた自社における取り組みと、実際の施工を通じた経験値の向上の両方が必要であり、この考えから、当協会では技術力向上講習会を積極的に開催し、会員、非会員を問わず地元業者へ研修機会を提供している。
- ☆ 施工機会を提供する側におられる御当局には、地元中小企業に対する入札機会の拡大

を推進して頂き、地元業者の育成をお願いしたい。具体的には、大手工事会社しか充足できないような入札要件の設定や、メーカー系会社しか充足できないような入札要件の緩和をお願いしたい。

(京都市・回答)

- 契約課としては、公契約基本条例に基づき、分離分割発注、市内本店の中小企業への発注を原則としており、今後も堅持していきたいと考えている。
- 少数ではあるが、施工実績要件を付す高度な技術や経験を要する工事などで実績要件を付すことがあるが、過大な施工要件にならないように、都市計画局等と協議を行い研究を進めてまいりたい。また、一部の特殊工事に該当するものについても、工夫が可能かどうか等を今後研究していきたい。
- 一例として、道路照明等の設置工事について、平成27年度・29年度に一部のランク発注の導入など施工要件を緩和しており、その結果、市内中小電気工事業者の元請施工の機会は増えている。

(当日の意見)

- ☆ 入札時の要件は、どのように決定しているのか。
- ☆ メーカー発注であっても、施工協力(下請)企業の段階で市内本店企業が施工に参画している事例は多く存在し、工事の内容を精査頂ければ、中小企業レベルでも施工可能なものもある。協会にご相談頂ければお役に立てることもあるのではないかと。
- 入札要件については、総合評価方式を採用するかどうかを含め、工事発注課(原局)との事前協議を行った上で発注要件を決めている。

(7) 労務費改善に向けた取り組みのお願い

(協会・事前質問)

- ☆ 企業育成と働き方改革対応において、今後も引き続き担い手の確保と、確保した人材の育成は不可欠であり、魅力ある産業にすることで、若い担い手が増え、希望を持って入職した若者たちが健全に成長していくためには人材投資が欠かせない。
- ☆ その源泉となる「工事労務費」について、設計上の労務費と実情があっているとは言い難いので、設計労務費の改善に向けた取り組みへの支援をお願いしたい。

(京都市・回答)

- 工事積算における労務費は、国の統計調査に基づいて算出されたものを用いている。ご了承願いたい。

(当日の意見)

- ☆ この質問は、公共工事における労務単価が国の調査・統計により算定されたものであることを承知して、発言している。
- ☆ 電気工事の施工には国家資格(電気工事施工管理技士、電気工事士等)を必要とするが、他の職種と比較すると電気工事の労務単価は「統計上」高くない。受注者側が現状

を認識し、労務単価の改善に向けて取組む必要があることも認識している。

☆ 当協会の会員からは、現場の警備員について、最近の人手不足を反映した「警備員委託費の高騰」や「警備員の確保自体が困難になっている」など、工事安全への悪影響について報告を受けている。

(8) 働き方改革推進に対する取り組み

(協会・事前質問)

☆ 2019年4月1日に施行された改正労働基準法が我々建設業者に適用されるのは、2024年4月1日。またその前年2023年4月1日からは、月60時間を超える時間外労働に対する時間外手当の割増率は50%以上とする規定が適用される。

☆ 全国的に建設業者は少子高齢化、人手不足が顕著な業界であり、その解消手段の一つであった外国人労働者の活用も、新型コロナウイルスの影響で当面は進展が遅れると言わざるを得ない。また、そもそも中小工事業者には労務の専門部門がないことの方が多く、当協会にて会員企業に対し行ったアンケートによると、法改正そのものを正しく理解していない事業者が多くいる実態も判明しており、当協会ではこれを重く受け止め、法改正の理解と適用への手助けを進めていく。

☆ 長時間労働の是正には、受注者側の努力だけでなく、極端に短い工期設定の排除はもとより、週休2日を前提とした工期設定など発注者側での施策も不可欠であり、御当局におかれましては、今後発注の工事におきまして、週休2日に対応した現場の拡充、余裕を持った工期設定の拡大推進をお願いしたい。

(京都市・回答)

- 昨年度から、「働き方改革」の一環として、週休2日制モデル工事の試行を始め、今年度も継続して試行している。都市計画局等の担当部局と協議しながら進めていきたい。
- また、適切な工期設定や発注時期の平準化等も加味して推進していきたい。

(当日の意見)

☆ 業務の「デジタル化」について研究が必要かもしれない。

☆ 残業の内容を分析すると、「書類作成」が大きな割合を占めており、契約業務での電子化を推進することにより、残業削減に効果があるのではないか。

- 契約事務にかかる書類の見直しを検討しているが、適切な契約確保のために慎重な検討を要する。
- 一例として「契約書の印鑑」が挙げられるが、「電子認証・契約」に関する社会的基盤が十分に整っておらず、地方自治体に向けた指針も無い中で、全庁内での慎重な検討・取組が必要だと考えている。

(9) 建設キャリアアップシステムの適用推進について

(協会・事前質問)

☆ 国土交通省によると、2023年度に建設キャリアアップシステム(CCUS)をすべての工事において原則化する方針が打ち出されている。これを受け、当協会でも会員企業へアンケート確認したところ、「仕組みをよく理解していない企業」、「理解はしているが対応を先送りしている企業」が多いことが判明した。当協会では今後、仕組みの理解促進や、システム導入の啓発活動を予定している。

☆ 貴局における今後の取り組み(発注工事への導入予定など)についてご教示をお願いしたい。発注者側のお考えを会員企業に対する理解促進に活用させて頂きたい。

(京都市・回答)

- 本市では、数カ月に1回、複数の部局と連携してCCUS等について情報共有を続けている段階で、具体的な活用策はまだ決まっていない。将来的にCCUSを総合評価方式の評価項目として採用できないか等を含め、引続き研究していきたい。

(当日の意見)

☆ CCUSは、本来は建設職人のキャリア・レベル向上のための制度である。当協会の会員は「施工管理・監督」を主業とする会社が大部分を占めており、判断・対応が難しいが、2023年まで時間の猶予は余り無い。早いうちに協会員に周知することも大切だと考えている。

☆ 当社は「施工管理・監督」を主体としているが、当社の職員にCCUS資格を取得させ、試行している。

- CCUSは、導入時に初期投資を要することや、制度開始から日が浅く、建設業界内では関心がまだ高まっていないと感じている。

閉会挨拶

京都電業協会 副会長 小滝 寛

本日はコロナ禍の中で大変貴重な機会を頂き、ありがとうございました。

地元の企業に良い話を頂いているのですが、今年は大型工事の件数が多いと予想され、協会員が「第4四半期をどうしよう」と悩んでいる声を聴いています。このコロナ禍で、物件が出てきたら当然のように入札参加したい訳ですが、「社員不足」や、いざ受注が出来ても「電工や協力業者」の確保などの問題があります。

協会員各社にいろいろな情報を少しでも早く提供したいと考えております。他にもキャリアアップの話や、今後いろいろ難しい問題があるとは思いますが、引続き業界へのご指導ご鞭撻をよろしくお願いいたします。本日は誠にありがとうございました。